

岐阜市立女子短期大学データ駆動科学教育研究センター設置規程

(制定 令和4年12月27日)

改正 令和5年1月25日 令和5年2月22日 令和7年2月26日
令和7年3月26日 令和7年11月26日

(趣旨)

第1条 岐阜市立女子短期大学（以下「本学」という。）に岐阜市立女子短期大学データ駆動科学教育研究センター（以下「センター」という。）を置く。

2 この規程は、センターに関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、本学における全学的な数理・データサイエンス・AIの教育開発及び研究並びに教育活動の継続的な改善の推進及び支援により、数理・データサイエンス・AIを活用して課題を解決する実践的な能力の装着及び地域社会を牽引する人材の育成並びに数理・データサイエンス・AIの教育研究分野の発展に寄与することを目的とする。

(所掌事務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 数理・データサイエンス・AI教育及び情報に関する教育の推進に関すること
- (2) 数理・データサイエンス・AI教育分野のカリキュラムの計画、運用管理に関すること
- (3) 数理・データサイエンス・AI 教育プログラムの自己点検及び評価に関すること
- (4) 数理・データサイエンス・AI 教育に関するリカレント教育の推進に関すること
- (5) データ駆動・AIに関する研究や社会連携の推進に関すること
- (6) 教育の情報化の推進に関すること
- (7) 本学のキャンパスネットワークシステム（G-WING）の維持管理及び改善に関すること
- (8) 情報処理機器利用に関すること
- (9) 情報処理 LAB、情報処理自習室の利用に関すること
- (10) その他、センター長が必要と認めた事項に関すること

(組織)

第4条 センターには、次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) センター教員 3名以内
- (3) センター事務職員 1名
- (4) その他センター客員研究員など学長が必要と認める者

(センター長、副センター長)

第5条 センター長は、原則として本学の教授職のうちから、学長が指名し、評議会の議を経て、学長が任命する。

2 センターには、センター長が指名する副センター長を置くことができる。

(センター教員)

第6条 センター教員は、本学の教員のうちから、教務委員会の議を経て、教務委員長の推薦を受けて、学長が任命する。

(主担当センター教員)

第7条 センター長は、前条で任命されたセンター教員のうちから、専任して主要な計画立案を行うセンター主担当教員を1名指名する。

(職員の任期)

第8条 職員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 職員が欠員となったときは、センター長が補欠職員を指名する。その任期は、前任者の残任期間とする。

(センター客員研究員)

第9条 センター客員研究員は、本学の教職員以外のセンターの研究関連分野に関わる専門家のうちから、センター長の推薦を受けて、教授会の議を経て、学長が委嘱する。

2 センター客員研究員は、第3条各号に掲げる事務に協力するものとする。

(運営委員会)

第10条 センターの円滑な運営を図るため、岐阜市立女子短期大学データ駆動科学教育研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(事務処理)

第11条 センターの庶務は、事務局が行う。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、運営委員会で定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年1月1日から施行する。

2 第3条第7号、8号及び第9号にかかる所掌事務は、令和5年4月1日からの所掌事務とする。

3 この規程施行後最初に任命されるセンター長及びセンター教員の任期の終期は、令和5年3月31日までとする。

附 則

この規程は、令和5年1月25日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年11月26日から施行する。